

阿賀野市規則第15号

阿賀野市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

阿賀野市児童手当事務取扱規則（平成25年阿賀野市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。